

非課税上場株式等に関する約款 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 現行どおり</p>	<p>第1条 省略</p>
<p>第2条 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第6項および同条第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等（住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限りです。）、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限りです。）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃</p>	<p>第2条 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第6項および同条第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等（住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限りです。）、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限りです。）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」もしくは「<u>非課税管理勘定</u>廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第<u>13</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「<u>非課税管理勘定</u>廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してくだ</p>

新	旧
<p>止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。なお、お客さまからの申請に基づく「非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。</p>	<p>さい。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。なお、お客さまからの申請に基づく「非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。</p>
<p>2～3 現行どおり</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>2～3 省略</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 5 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>①～② 省略</p> <p>5 現行どおり</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p>	<p>①～② 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。</p>
<p>第 3 条 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記帳または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引</p>	<p>第 3 条 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記帳または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引</p>

新	旧
<p>に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ非課税口座に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（<u>非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日</u>）において設けられます。</p> <p>第 4 条 <u>非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記帳または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。</u></p> <p>（非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第 5 条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（<u>当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記帳がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの</u>に限り、<u>租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等</u>にかかる上場株式等を除きます。）のみを受入れます。</p>	<p>に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」に記載の勘定設定期間においてのみ非課税口座に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（<u>設定しようとする非課税管理勘定にかかる年分の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日</u>）において設けられます。</p> <p>第 4 条 上場株式等の振替口座簿への記帳または保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>（非課税口座に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第 5 条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等で当社が定めるもののみを受入れます。</p>

新	旧
<p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（この場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ <u>非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に</u> 当社への買付の委託（当該買付の委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの</p> <p>ロ <u>他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設け</u></p>	<p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「<u>受入期間</u>」といいます。）に受入れた上場株式等の取得対価の額（この場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、<u>ロの場合、非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定からの移管</u>により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの</p> <p>イ <u>受入期間内に</u> 当社への買付の委託（当該買付の委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた当社非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から<u>租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等</u></p>

新	旧
<p><u>られた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行われる方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>第7条～第8条 現行どおり</p> <p>第9条 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号口および第2号に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた</u></p>	<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</p> <p>第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行われる方法または租税特別措置法第37条の10第3項第3号または第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>第7条～第8条 省略</p> <p>第9条 非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合（<u>第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受入れなかったものであって、非課税口座に受入れた後直ちに当該非課税口座から払出されたものとみなされるものを含まず。</u>）には、当社は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技</p>

新	旧
<p>非課税口座から<u>他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるもの</u>を含みます。)には、当社は、お客さま(<u>相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)</u>による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取 得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第10条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① <u>お客さまから当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合</u> 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② <u>お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合</u> 特定口座への移管</p>	<p>第10条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第5項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。</p> <p>① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管にかかる払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限りま す。)</p> <p>② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から非課税口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記帳または保管の委託にかかる口</p>

新	旧
<p>③ <u>①および②のいずれにも該当しない場合</u> <u>一般口座への移管</u> 削除</p> <p>第 11 条 お客さまが、当社への買付の委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座によるお取引とさせていただきます（特定口座によるお取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。</p> <p>2～3 現行どおり</p> <p>第 12 条 ①～④ 現行どおり ⑤ <u>お客さまがこの約款の変更に同意されない場合</u> <u>当社の定める日</u></p> <p>第 13 条 現行どおり</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成 29 年 10 月</p>	<p><u>座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）</u> <u>新設</u></p> <p>第 11 条 当社は、第 5 条第 1 号ロおよび前条第 2 項第 1 号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項第 1 号または第 2 号の定めるところにより行います。</p> <p>第 12 条 お客さまが<u>受入期間内</u>に、当社への買付の委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座によるお取引とさせていただきます（特定口座によるお取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第 13 条 ①～④ 省略 <u>新設</u></p> <p>第 14 条 省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成 29 年 5 月</p>